

都城市農業資材等価格高騰緊急支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市は、農業資材等価格の高騰により経営が圧迫されている農業者に対して、営農を継続するための緊急支援として、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する農家、又は市内に本店、支店等の事務所を有する農業を営む法人、集落営農組織であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 令和6年分の農業所得の申告を行っていること（農業所得申告でない養鶏業及び椎茸の生産農家にあつては、市長が補助対象者と認めた者）。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和6年分の農業所得申告書又は法人若しくは集落営農組織の決算書（法人及び集落営農組織にあつては決算の対象となる期間のうち6月以上が令和6年に属するもの。以下同じ。）に記載した経費のうち、農業生産に要した次に掲げるものとし、所得申告書及び決算書において経費の区分が明示されているものとする。ただし、経費の内訳により、同じ科目と判断できるものを含む。

- (1) 種苗費
- (2) 素畜費
- (3) 肥料費
- (4) 農具費
- (5) 農薬・衛生費
- (6) 諸材料費
- (7) 動力光熱費
- (8) 作業用衣料費
- (9) 雇人費
- (10) 地代（小作料）・賃借料

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に3.8%を乗じて得た額の2分の1以内（1,000円未満切捨て）とし、20万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、都城市農業資材等価格高騰緊急支援事業費補助金交付申請書・同意書兼誓約書（様式第1号又は様式第1号の2。以下「申請書」という）に次の各号に掲げる書類を添えて、令和7年12月5日までに市

長に提出しなければならない。

(1) 令和6年分所得税青色申告決算書(農業所得用)損益計算書又は令和6年分
収支内訳書(農業所得用) (法人や集落営農組織にあっては決算書の写し)

(2) 市長が補助対象者と認めた農業所得申告でない養鶏業及び椎茸の生産農家
にあっては、令和6年分所得税青色申告決算書(一般用)損益計算書又は令和6
年分収支内訳書(一般用)

(3) 市税の滞納のない証明書(申請日前3月以内に発行されたもの、ただし市税
の納税状況調査に同意する場合は不要。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書
類等の審査等により、補助することが適当であると認めるときは、都城市農業資材
等価格高騰緊急支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通
知するものとする。

2 市長は、補助金等の交付の申請を却下したときは、補助金等交付申請却下決定通
知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払方法)

第7条 補助金の支払方法は、確定払とする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、
補助金返還通知書により既に交付した補助金の一部又は全額の返還を命ずること
ができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき

(2) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長の指示に違反したとき

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年9月24日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（市税の滞納のない証明を添付する場合。第 5 条関係）

年 月 日

都城市長 宛て

住 所 〒 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

（法人等にあつては、その名称及び代表者の氏名）

（署名又は記名押印）

都城市農業資材等価格高騰緊急支援事業費補助金交付申請書・同意書兼誓約書

補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。また、都城市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 号。以下「条例」という。）に規定する事項及び補助金の交付条件に関して、下記のとおり誓約及び同意します。

記

- 1 交付を受けようとする補助金の名称
都城市農業資材等価格高騰緊急支援事業費補助金
- 2 交付を受けようとする補助金の額 円
- 3 補助金の目的及び内容
農業生産資材の価格上昇分のうち一部の補助を受けるもの
- 4 添付書類
 - （1）令和 6 年分所得税青色申告決算書（農業所得用）損益計算書又は令和 6 年分収支内訳書（農業所得用）（法人や集落営農組織にあつては決算書の写し）
 - （2）畜産課及び森林保全課が補助対象者と認めた農業所得申告でない養鶏業及び椎茸の生産農家にあつては、令和 6 年分所得税青色申告決算書（一般用）損益計算書又は令和 6 年分収支内訳書（一般用）
 - （3）市税の滞納のない証明書

暴力団排除、補助金等の交付条件に
関する誓約書及び同意書

- (1) 申請者（個人及び法人等の役員等）は、条例第2条第2号に規定する暴力団員及び第3号に規定する暴力団関係者に該当しないことを誓約します。
- (2) 条例に基づき、市が暴力団を利することがないことを確認するため、市の求めに応じて個人及び法人等の役員等に関する個人情報を提供し、その情報を市が警察機関へ照会することに同意します。
- (3) 誓約事項に虚偽があった場合、又は同意事項に反した場合は、この補助金等の交付に関して不利益を被ることとなっても一切異議は申し立てません。
- (4) 都城市補助金等交付規則及び本事業等に関し、市の定めた交付条件を遵守します。
- (5) 補助金等の交付条件又は都城市補助金等交付規則の規定に基づく補助金等の返還の請求を受けたときは、速やかに返還することを誓約します。

上記(1)から(5)までの事項について、確認の上、誓約及び同意します。

フリガナ

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※法人等が申請する場合は、氏名欄にはその名称及び代表者氏名を記載してください。生年月日の記載は不要です。

※氏名欄は、署名又は記名押印してください。

様式第 1 号の 2（市税の納税状況調査を実施する場合。第 5 条関係）

年 月 日

都城市長

宛て

住 所 〒

氏 名

電話番号

（法人等にあつては、その名称及び代表者の氏名）

（署名又は記名押印）

都城市農業資材等価格高騰緊急支援事業費補助金交付申請書・同意書兼誓約書

補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。また、都城市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 号。以下「条例」という。）に規定する事項及び補助金の交付条件に関して、下記のとおり誓約及び同意します。

記

- 1 交付を受けようとする補助金の名称
都城市農業資材等価格高騰緊急支援事業費補助金
- 2 交付を受けようとする補助金の額 円
- 3 補助金の目的及び内容
農業生産資材の価格上昇分のうち一部の補助を受けるもの
- 4 添付書類
 - （1）令和 6 年分所得税青色申告決算書（農業所得用）損益計算書又は令和 6 年分収支内訳書（農業所得用）（法人や集落営農組織にあつては決算書の写し）
 - （2）畜産課及び森林保全課が補助対象者と認めた農業所得申告でない養鶏業及び椎茸の生産農家にあつては、令和 6 年分所得税青色申告決算書（一般用）損益計算書又は令和 6 年分収支内訳書（一般用）

暴力団排除、補助金等の交付条件及び市税の納税調査に
関する誓約書及び同意書

- (1) 申請者（個人及び法人等の役員等）は、条例第2条第2号に規定する暴力団員及び第3号に規定する暴力団関係者に該当しないことを誓約します。
- (2) 条例に基づき、市が暴力団を利することがないことを確認するため、市の求めに応じて個人及び法人等の役員等に関する個人情報を提供し、その情報を市が警察機関へ照会することに同意します。
- (3) 誓約事項に虚偽があった場合、又は同意事項に反した場合は、この補助金等の交付に関して不利益を被ることとなっても一切異議は申し立てません。
- (4) 都城市補助金等交付規則及び本事業等に関し、市の定めた交付条件を遵守します。
- (5) 補助金等の交付条件又は都城市補助金等交付規則の規定に基づく補助金等の返還の請求を受けたときは、速やかに返還することを誓約します。
- (6) 補助金等交付決定に当たり市長が実施する納税状況調査に同意します。

上記(1)から(6)までの事項について、確認の上、誓約及び同意します。

フリガナ

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※法人等が申請する場合は、氏名欄にはその名称及び代表者氏名を記載してください。生年月日の記載は不要です。

※氏名欄は、署名又は記名押印してください。

第 号
年 月 日

様

都城市長

㊞

都城市農業資材等価格高騰緊急支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった下記補助金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の名称 都城市農業資材等価格高騰緊急支援事業費補助金
- 2 交付確定額 円
- 3 交付決定の内容 農業生産資材の価格上昇分のうち一部を補助する
- 4 交付条件
 - （1） 都城市補助金等交付規則及び本補助事業等に関し、市の定めた交付条件を遵守すること。
 - （2） 第 5 条の規定により市長に提出した書類の内容を変更しようとする場合においては、市長の承認を受けなければならないこと。
 - （3） 事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けなければならないこと。
 - （4） 事業等が予定の期間内に完了しない場合又は事業等の遂行が困難であった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
 - （5） 都城市暴力団排除条例第 5 条に規定する市民等の責務を遵守すること。
 - （6） 都城市補助金等交付規則の規定に基づく補助金等の返還の請求を受けたときは、速やかに返還すること。
 - （7） 都城市情報公開条例（平成 18 年条例第 28 号）第 32 条の規定に基づき、補助事業に係る文書の公開をしなければならないこと。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

都城市長 ⑩

都城市農業資材等価格高騰緊急支援事業費補助金交付申請却下決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった下記補助金等については、次の理由により却下することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金等の名称 都城市農業資材等価格高騰緊急支援事業費補助金
- 2 却下理由